

1

第1章 プランの基本的な考え方

第1章 プランの基本的な考え方

1. プラン策定に当たって

本プランは、「男女共同参画社会づくり」を寝屋川市で具体的に推進するためのものです。男女共同参画社会基本法では、「男女共同参画社会の形成」について、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義されています。

同法を踏まえ、8項目を基本理念として、あらゆる施策・制度に男女共同参画の視点を反映させるよう取り組みます。

2. 基本理念

(1) 男女の人権が保障される社会づくりを進める

女性も男性も、個人としての尊厳が重んじられることが大切です。一人一人の人権が保障される社会づくりを進めます。

特に、^{※1}配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV）以下「DV」）や^{※2}セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）を始めとする、様々な暴力が根絶される社会を目指します。

(2) あらゆる施策に^{※3}ジェンダー（社会的・文化的性別）による格差是正の視点を確立する

女性も男性も性別にとらわれることなく、生き方を自己決定できるよう保障されなければなりません。男女が性別による差別的取扱いを受けないよう、あらゆる施策にジェンダー（社会的・文化的性別）による格差を是正していく視点を確立します。

(3) 女性の社会参加・参画を促進する

女性が男性と共に責任を持って対等に寝屋川市の発展を担い、その方針決定過程に参画するためには、個々の女性が自ら能力を発揮し、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となる必要があります。防災や環境、まちづくりの分野を始め、社会のあらゆる分野への女性の参加・参画を促進します。

(4) 女性の^{※4}エンパワーメントを促進し、新しい価値観・文化を創造する

新しく豊かな生活を構築する価値観と文化を創造するには、女性が自ら担い手となる必要があります。知識や情報を自ら得、想像力や表現力を発揮して、新しい価値観や文化を創造し、情報発信等の活動を行っていくよう、女性のエンパワーメントを促進します。

（注）「※」がある語句等については、71ページ以降に用語解説で説明をしています。

(5) 個人の生き方を尊重し、家庭・職場・地域で男女が共に責任と豊かさを分かち合える環境づくりを推進する

男女が共に家庭・職場・地域において、責任を果たせることが求められています。特に、女性が働くことで経済的基盤を得ることは、人生の選択の幅を広げ自己決定できる基礎になり、女性自身の高齢期の生活保障にもつながります。個人の生き方の尊重に基づいた、人間関係やネットワークづくりなど、社会的つながりを積極的につくっていくことにより、豊かな生活を楽しめるよう、施策の展開を図ります。

(6) 家族の多様化に対応した施策を充実する

人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、ライフスタイルの変化の中で、単独世帯やひとり親世帯等、家族の形態は多様化してきています。家族やライフスタイルの多様化に対応した、育児・介護等の社会サービスの充実と理解の促進を図ります。

(7) 男性への働きかけを推進する

男女共同参画の推進には、男性への働きかけが重要です。性別に基づく固定的な役割分担意識による決めつけが、社会の制度や意識の中に依然として残っており、男性の家庭や地域生活への参加・参画を困難にし、豊かで人間らしい生活を妨げています。^{※5}仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の理念の浸透等、男性への意識変革や家庭・地域生活への参画を促進する啓発の充実を図ります。

(8) 男女共同参画社会に向けた市民と行政のパートナーシップをつくる

男女共同参画社会をつくっていくには、行政の施策を進めるとともに、市民も主体的に行動していくことが重要です。そのため、市民と行政のパートナーシップをつくり、男女共同参画社会の実現に向けて、市民活動団体との連携等、市民との協働により取組を進めます。

3. プランの目指す姿

一人一人の生き方を広げ、 活力にあふれる、豊かな男女共同参画社会へ

第五次寝屋川市総合計画では、寝屋川市が目指すべきまちの姿を「魅力と活力にあふれる元気都市 寝屋川」とし、市民が主役のまちづくりを進め、一人一人の力をまちづくりに結集し、みんなが誇れる住みよいまちを目指しており、施策体系の中で「男女がともにいきいきと暮らせるまちをつくる」ことを明記しています。

本プランは、男女共同参画社会基本法における基本理念と第五次寝屋川市総合計画で掲げる将来像を踏まえ、だれもが人権を尊重され、個性と能力を十分に発揮できる活力にあふれた豊かな男女共同参画社会をつくることで、いきいきと暮らせるまちを目指します。

4. プラン策定の背景

(1) 国際的・国内的な動き

平成7(1995)年9月、第4回世界女性会議が北京で開催されました。「平等・開発・平和への行動」をメインテーマとしたこの会議では、「行動綱領」と「北京宣言」が全会一致で採択されました。「行動綱領」は、女性の地位向上のために各国政府が取り組むべき優先行動分野を12の重大問題領域と定め、戦略目標と行動指針を明らかにしたものです。この「行動綱領」に基づいて各国で「行動計画」を策定することが約束されました。会議では、「女性の人権」が焦点となり、女性の地位向上のためのキーワードとして、「女性のエンパワメント」が強調されました。

平成12(2000)年には国連特別総会「女性2000年会議」がニューヨークで開催され、「行動綱領」について、採択後5年間の実施状況の見直し・評価を行うとともに、更なる行動とイニシアティブを検討し、完全実施に向けた「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されました。

国においては、平成11(1999)年6月に「男女共同参画社会基本法」を公布、施行し、男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国を決定する最重要課題と位置付けました。同法では、「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」の5つを基本理念と定めています。これらの基本理念の下、国、地方公共団体の責務を定めるとともに、国民の果たすべき役割が大きいことから国民の責務も明らかにしています。

平成13(2001)年には、中央省庁等改革に伴い、新たに設置された内閣府に、重要政策に関する会議の一つとして「男女共同参画会議」が、併せて内部部局として「男女共同参画局」

が設置され、推進体制が一段と強化されています。

平成22(2010)年には、「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。この計画は、経済社会情勢の変化等に対応した重点分野の新設や、実効性のある計画とするための各重点分野への「成果目標」の設定等を特徴としています。

また、近年では、「男女雇用機会均等法」「配偶者暴力防止法(DV防止法)」「次世代育成支援対策推進法」「育児・介護休業法」等の法律の改正や、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定、「女性の参画加速プログラム」の決定等、男女共同参画を推進する取組が図られています。

(2) 寝屋川市の取組

(第3期ねやがわ男女共同参画プランの推進期間を終えて)

寝屋川市は、平成14(2002)年3月に「第3期ねやがわ男女共同参画プラン」を策定し、平成19(2007)年3月には一部改訂を行い、男女共同参画社会の実現に向けての施策を全庁的に推進してきました。

毎年、第3期ねやがわ男女共同参画プランに基づき、施策の推進状況について確認し公表するとともに、男女共同参画審議会からの御意見等をいただきながら施策を推進し、市立小・中学校全校で男女混合名簿を実施するなど、取組を進めました。また、市職員への研修等の実施や、関係各課の職員による男女共同参画情報誌「ルユミエール」の企画・作成により、男女共同参画に対する理解の浸透を図りました。

寝屋川市の政策・方針決定過程への女性の参画状況は、平成22(2010)年4月1日現在、審議会等で26.3パーセントと、増加しているものの目標値の30パーセントまでには至っていません。また、市の管理職の状況においては、平成22(2010)年4月1日現在、課長以上の職に占める女性の比率は9.9パーセントと、8年前に比べて7.7ポイント増加し、係長以上の職に占める女性の比率は16.2パーセントと、同じく5.1ポイント増加し、女性職員の管理職登用が進んでいます。

市民に向けては、平成13(2001)年11月に、男女共同参画社会を実現するための諸事業の推進拠点施設として設置した、「市立男女共同参画推進センター(ふらっとねやがわ)」において、「学習・講座」「情報・資料の収集・提供」「相談」「活動支援」「交流」「一時保育」の6つの柱で施策を実施するなど、機会に応じて幅広く取組を進めてきました。

男女共同参画を推進する市民意識の高揚を図るため、様々な分野にわたって、男女共同参画の視点で講座等を実施するとともに、劇や芝居、音楽等、多様な手法を用いて事業を展開しました。また、ワークショップ等の形式をより多く取り入れたり、市民の企画・運営による「ふらっとねやがわまつり」や市民企画講座等への支援を行うなど、市民のエンパワーメントの促進に努めました。「市立男女共同参画推進センター(ふらっとねやがわ)」

の登録団体で組織する「ふらっとねやがわ連絡会」では、役員が中心となって講座や交流の場の企画・運営に携われ、市がその円滑な実施に向けた支援を行いました。さらに、講座等の実施時には一時保育を設けて、子育て中でも参加しやすいような環境づくりに努めました。

相談体制としては、従来から行っている「女性の心の悩み相談（カウンセリング）」や情報提供を充実させるとともに、社会状況を反映して「男性のための悩み相談」や「女性のための法律相談」を開設し、男女の自立を促進してきました。さらに近年のDV被害者の増加・顕在化に伴い、平成16(2004)年に「寝屋川市DV被害者支援連絡会議」を設置し、市内の関係機関が連携を図り、被害者支援の充実に努めています。また、より円滑な連携を図るため、「寝屋川市DV被害者支援ハンドブック」を作成しました。

第3期ねやがわ男女共同参画プランの最終年を前に、平成21(2009)年には、新たなプラン策定の基礎資料を得るため、「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「平成21年市民意識調査」）を実施し、市民の意識やニーズを把握し、今後の施策にいかすために課題の抽出を図りました。

第3期ねやがわ男女共同参画プランを推進してきた9年間で、少子高齢化の進行や家族形態の多様化を始めとする社会状況の変化、男女共同参画社会の実現に向けての法律の改正等がありました。これまで実施してきた関連施策の進捗状況を踏まえ、これらの状況の変化に対応するよう、「第4期ねやがわ男女共同参画プラン」を策定し、推進を図ります。

5. プランの概要

（1）プラン策定の経緯

本プラン策定に当たっては、学識者や市議会議員、関係団体、公募市民で構成する、男女共同参画審議会における数次にわたる審議のほか、男女共同参画に関する市民意識調査やパブリック・コメントで市民のみなさんの御意見等をいただき、市民参画によるプランの策定に努めました。策定されたプランは、男女共同参画社会の実現という目的のために、市民・地域社会、企業と行政が協働し、それぞれの役割を担い、課題を解決するための指針となるものです。

（2）プランの位置付け

- ①本プランは、男女共同参画社会基本法に基づいて、寝屋川市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するためのプランで、推進すべき基本方向とそれに基づく具体的施策を明らかにしています。

- ②本プランは、「第五次寝屋川市総合計画」を推進するための分野別計画で、子育て、保健、福祉等に関する計画と整合性を図りながら策定し、男女共同参画の視点で横断的にとらえています。
- ③本プランは、市民・事業者と市が一体となって行動するための指針となるものです。男女共同参画社会基本法に示された「国の責務・地方公共団体の責務・国民の責務」を踏まえ、「行政の役割」に加えて「市民・地域社会、企業の役割」を併記し、「市民の主体的な参画」を得ながら、取組を推進していこうとするものです。
- ④本プランの基本目標Ⅶの課題2から課題4を、寝屋川市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」とみなします。

(3) プランの構成

本プランの構成は、プランが目指す7つの「基本目標」と、「基本目標」を実現するために取り組む「課題」、課題解決に向けた施策推進のための「施策の方向」を設定し、体系化しています。

(4) プランの期間

本プランの期間は、平成23(2011)年度から平成32(2020)年度までの10年間とします。

なお、社会状況の変化等、男女共同参画施策を取り巻く状況に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととします。

